

令和5年3月1日
酒 田 市

酒田市の障がい者雇用状況について

障がい者の雇用の促進等に関する法律第40条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和4年6月1日現在の障がい者である職員の任免状況について、次のとおり公表します。

◎障がい者雇用率（市長部局、教育委員会及び上下水道部の合計）

	法定雇用障がい者数の 算定の基礎となる職員の数 ①	障がい者である 職 員 の 数 ②	実 雇 用 率 ※法定雇用率2.6% ③（② / ①）	不足数 ④
R4.6.1 現在	1,230.0	26.0	2.11	5.0

（注意）

- 1 酒田市は、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条の規定による特例認定を受けているため、市長部局、酒田市教育委員会及び上下水道部に勤務する職員を合算しています。
- 2 ①及び②については、「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引き」に基づき算定しているため、実際の職員数とは異なります。
- 3 ④は、①に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から②を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となります。
したがって、③が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。
- 4 障がいの種別・区分・種類別の人数及び直近1年間に雇い入れた人数については、人数が1桁又は2桁と少数であり、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障がい者であること又はその障がいの程度等が推認される恐れがあるため、非公表とします。